

別表第1（第2条、第3条関係）

1 建築物

		公 共 的 施 設	特 定 施 設
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税務署、警察署、消防署その他の施設	すべてのもの
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの	すべてのもの
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの
4 商 業 施 設	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗	すべてのもの
	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	左の施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が 100 平方メートル以上のもの
	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(4) 物品販売施設	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(6) サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	すべてのもの
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練習場その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
8	教育施設	学校（専修学校を含む。）その他これらに類するもの	すべてのもの
9	各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの

建築物続き

公 共 的 施 設		特 定 施 設
10 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
11 公衆浴場		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
12 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く。）	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
13 公衆便所		すべてのもの
14 火葬場		すべてのもの
15 共同住宅等	共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
16 事務所	事務所その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
17 工場	工場その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
18 複合施設	4 から 7 までに掲げる施設のうち 2 以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの	用途面積の合計が 500 平方メートル以上のもの

2 公共交通機関の施設

公 共 的 施 設	特 定 施 設
鉄道駅、船舶の発着場及びバスターミナル等の施設で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの

3 道路

公 共 的 施 設	特 定 施 設
一般の道路（自動車のみの交通の用に供する道路は除く。）	歩道等を新設し、又は改築するもの

4 公園等

公 共 的 施 設	特 定 施 設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの